

修正情報

「道路工事交通保安施設設置基準の改定概要及び猶予期間について」

平成 28 年 5 月 9 日

<訂正前>

- ④ 防護施設にセーフティコーンとコーンバー、単管パイプ等を移動さくに準ずるものとして追加
【平成 28 年 4 月 1 日から適用 ただし、3 年間の猶予期間を設けます】

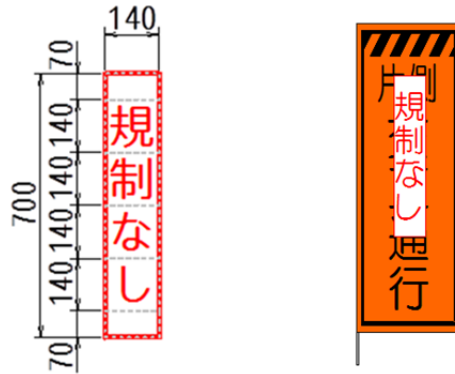
<訂正後>

- ④ 防護施設にセーフティコーンとコーンバー、単管パイプ等を移動さくに準ずるものとして追加
【平成 28 年 4 月 1 日から適用 ただし、移動さくに準ずるものとして柱(ロープ吊金具付き)と安全ロープ、セーフティコーンとコーンバー、単管パイプ等があるが、これらのカラーについては 3 年間の猶予期間を設けます。】

改定概要及び猶予期間等について

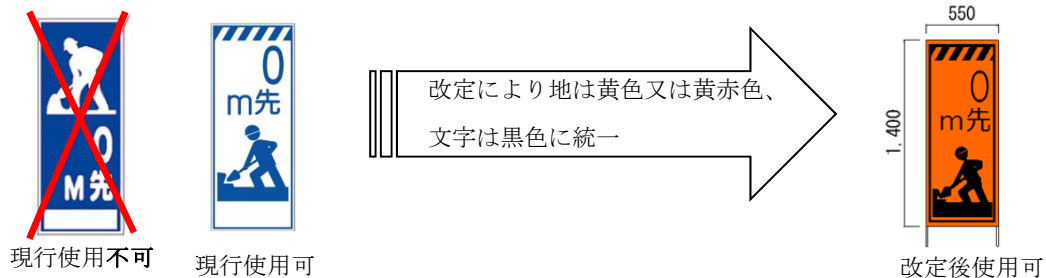
① 補助ステッカーについての規定を追加【平成28年4月1日から適用】

- 1日の作業終了後や、休日など一時的に交通規制の解除を行う場合には、規制を行っている標示板の撤去、または、「規制なし」の補助ステッカーを使用することを可能としました。「休工中」などのように基準や定義などが不明確なステッカーは使用できません。



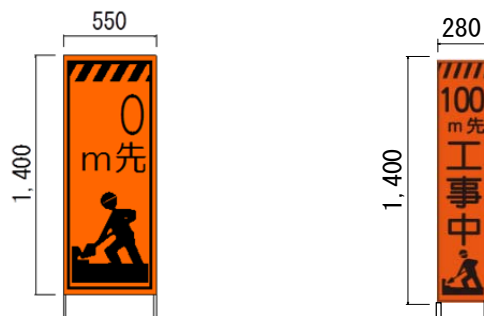
② 標示板等の色彩についての規定を変更【平成28年4月1日から適用 ただし、3年間の猶予期間を設けます】

- 標示板の色彩は、「板はオレンジ色・文字は黒色のもの、または板は白色・文字は青色としたものとする。」としていましたが、板を黄色又は黄赤色（オレンジ色）、文字・図柄は黒色に変更します。



③ 標示板のサイズ（大きさ）についての記載を変更【平成28年4月1日から適用】

- 標示板の大きさは幅550×高さ1400程度としていましたが、歩道の幅が狭い箇所等において、表示内容を十分に視認できる場合は、現場状況に合わせて板の幅を小さくすることも可能とします。



④ 防護施設にセーフティコーンとコーンバー、単管パイプ等を移動さくに準ずるものとして追加【平成28年4月1日から適用 ただし、移動さくに準ずるものとして柱(ロープ吊金具付き)と安全ロープ、セーフティコーンとコーンバー、単管パイプ等があるが、これらのカラーについては3年間の猶予期間を設けます。】

- 移動さくに準ずるものとして、柱(ロープ吊金具付き)と安全ロープ、セーフティコーンとコーンバー、単管パイプなどがありますが、このさくの使用については工事の内容、沿道状況等を考慮し、通行者の安全が十分に得られることを確認した上で設置可能としました。
- 防護施設は「オレンジ色等と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。」と明記しました。ただし、道路管理者から事前に承認を得た場合は、キャラクターデザイン等の防護柵を設置することが可能です。

***キャラクターデザイン等を使用する場合の留意事項**

キャラクターデザイン等を使用する場合で、一般の交通に供している箇所に設置しようとする場合は、固定さく及び移動さくの目的を損なわないようにするとともに、次のことに配慮する必要がありますので、使用する際は事前に道路管理者と協議が必要になります。

- 自然的ならびに歴史的に重要な風致を維持することが必要な地域や観光地内で、その風致を害することのないデザインとすること。
- 通行者に危険を促す必要がある場所で、児童や園児が接近することを誘発する恐れがないデザインとすること。
- 移動さくに準ずるもの(ロードコーンとコーンバー、単管パイプ等)は「建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省)」に基づき、高さを0.8m以上1m以下とします。



キャラクターデザインの事例

施設番号	22	
記号		
様式及び標準寸法(単位:mm)	<p>バリケード(移動さく)</p>	<p>歩道柵(固定さく)</p>
	<p>移動さくに準ずるものの設置例</p>	
注意事項	<p>(1) 反射式とする。夜間にはチューブライトおよび自光式デリネータ等を設置すること。 (2) キャラクターデザインの防護柵を設置する場合は、道路管理者と事前に協議すること。 (3) 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)第10から第13を満たすように設置すること。 (4) 移動さくに準ずるものとして、柱(ロープ吊金具付き)と安全ロープ、セーフティコーンとコーンバー、単管パイプ等があるが、このさくの使用については工事の内容、沿道状況等を考慮し、通行者の安全が十分に得られることを確かめてから設置すること。この場合の支柱間隔は、2mから4mとする。これによりがたい場合は、道路管理者と協議すること。</p>	

道路工事保安施設設置基準の抜粋